

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年8月3日（平成29年（行情）諮問第323号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第530号）

事件名：「日米防衛協力のための指針」に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関する決裁関連文書の全て。 *電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる9文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、政府機関内部における「日米防衛協力のための指針」に係る審議のために作成・取得した文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月24日付け情報公開第01223号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 他にも文書が存在するものと思われる。

本件対象文書には決裁文書が存在するはずだが、特定されていないので、改めて特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、審査請求人が平成28年1月5日付けで行った開示請求「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関する決裁関連文書の全て。 *電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に対し、法11条による特例延長を行い、別紙の1に掲げる1文書（以下「先行開示文書」という。）を特定し、部分開示とする決定（平成28年3月7日付け情報公開第00500号）を行った後、最終決定として、別紙の2に掲げる9文書を特定の上、その全てを部分開示とする原処分を行った（平成28年6月24日付け情報公開第01223号）。

これに対し、審査請求人は、不開示処分の対象部分の特定、一部に対する不開示決定の取消し、対象文書の追加特定を求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において部分開示とされた別紙の2に記載の9文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書2ないし文書10の総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧及び、各ページの背景に斜めに被覆した部分は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により、不開示とした。

(2) 文書2ないし文書10の不開示部分（上記（1）の不開示部分を除く。）は、非公開を前提とした米国とのやり取りに関する情報等であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、また他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「本決定における特定の仕方では不十分である。」として、不開示処分の対象部分の更なる特定を求めている。

しかしながら、外務省は、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の一部取消しを求めている。

しかしながら、外務省は、上記3のとおり、対象文書の不開示該当事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書には決裁文書が存在するはずだが、特定されていない。」として、対象文書を追加で特定することを求めている。

しかしながら、既に特定している文書1ないし文書10はいずれも決裁文書であり、外務省は、審査請求人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討して全て特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成29年8月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月1日 | 審議 |
| ④ | 平成31年3月5日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる9文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関する決裁関連文書の全て。 *電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであるが、当該開示請求文言にいう「決裁関連文書」には、「日米防衛協力のための指針」の策定のために、関係者の決裁を了して外務本省から在外公館に送付された、日米間のやり取りに係る内容が記載された電信が該当すると解した。

イ 審査請求人は「決裁文書が存在するはずだが、特定されていないので、改めて特定を求める。」旨主張するが、本件対象文書は、いずれもその1枚目に記載のある関係部局の長等の決裁を経て発出されている電信であり、決裁関連文書に当たる。

ウ 一方、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、本件対象文書の外に本件請求文書に該当すると解釈する余地を完全には排除し難い文書を複数保有していることを確認した。

- (2) 諮問庁から、上記(1)ウにおいて保有が確認された各文書の提示を受けてその内容を確認したところ、いずれも「日米防衛協力のための指針」の発表前に作成されたものであって、当該指針の概要等が記載されていることが認められ、政府機関内部における当該指針に係る審議のために作成・取得したものであるといえることから、当該各文書も本件請求文書に該当するものと認められる。

したがって、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として上記の各文書を新たに特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示情報該当性について

- (1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書2ないし文書10のうち、総番号、発受信時刻及びパターンコード並びに斜めに被覆を施した不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 米国とのやり取りに係る情報について

文書2ないし文書10の不開示部分(上記(1)に掲げる部分を除く。)には、「日米防衛協力のための指針」の策定に係る日米間のやり取りに係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の公にされていない防衛協力に係る協議の内容が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年1か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

また、本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、当審査会の照会への回答を含め、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号につき判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として政府機関内部における「日米防衛協力のための指針」に係る審議のために作成・取得した文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

1 先行開示文書

文書1 電信：日米ガイドライン

2 本件対象文書

文書2 電信：日米ガイドライン（第28015号）

文書3 電信：日米ガイドライン（第17775号）

文書4 電信：日米ガイドライン（第6763号）

文書5 電信：日米ガイドライン（第127034号）

文書6 電信：日米ガイドライン（第120381号）

文書7 電信：日米ガイドライン（第92177号）

文書8 電信：日米ガイドライン（第90531号）

文書9 電信：日米ガイドライン（第86660号）

文書10 電信：日米ガイドライン（第82207号）